

## 市第60号議案

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第141条の9第1項中「（平成22年4月1日以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとするものに限る。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

建築物環境性能表示の表示に関する規定の整備を図るため、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（販売等建築主等による建築物環境性能表示の表示等）

第 141 条の 9 建築物環境配慮計画を届け出た者のうち販売等建築物  
物（平成 22 年 4 月 1 日以後に建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第  
6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規  
定する計画の通知をしようとするものに限る。）の建築をしよう  
とする者（以下「販売等建築主」という。）は、当該販売等建築  
物の販売又は賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとする  
ときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を  
表示しなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）